

ウエストワンズカンツリー倶楽部 利用約款

第1条 (約款の適用)

当倶楽部を利用される場合、利用者は本約款及び当倶楽部会則、倶楽部規約細則等の各種倶楽部規則に従ってご利用頂くこととします。

第2条 (利用約款の成立)

当倶楽部においてプレーしようとする方は、当倶楽部フロントにおいて所定の署名簿に署名してください。これにより当倶楽部は、署名者の施設ご利用をお引き受けいたします。

第3条 (予約の取消し)

プレーの申し込みは、当倶楽部の申し込み規定に従ってフルネームにて申し込み頂きます。

予約受付を済ませたら速やかに組合せ名簿のご提出をお願いいたします。尚、予約者または組合せ名簿の氏名に偽名が使用されていた場合は、予約を取消しさせていただきます。

第4条 (利用の拒絶)

当倶楽部は、次の場合には利用をお断りします。

- (1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- (2) 天災、その他やむを得ない事情により倶楽部をクローズするとき。
- (3) 利用者が暴力団員または暴力団関係者である場合。
- (4) 利用者が暴力団員を同伴した場合における利用者及びその同伴者。
- (5) 利用者が刺青をしている場合。
- (6) 偽名または他人名義で申し込みが行われた場合。
- (7) 利用者が公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認めるとき。
- (8) その他、本約款に違反したとき。

第5条 (休場日、開場時間)

当倶楽部の休場日と開場時間は、当倶楽部の定めるところによりますが、臨時的に変更することがあります。

第6条 (利用継続の拒絶)

当倶楽部は次の場合には、利用の継続をお断りすることがあります。

- (1) 公の秩序、若しくは善良なる風俗に反する行為があったとき。
- (2) 当倶楽部に好ましくない行為があったとき。
- (3) 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑を掛けたとき。
- (4) ルール・マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき。
- (5) その他、本約款に違反したとき。

第7条 (金銭その他高価品)

金銭その他高価品については貴重品ロッカーまたはフロントにお預けください。貴重品ロッカー、フロントにお預けいただかない限り何等責任を負いません。お預かり品は預り証の持参人に、預り証と引換えにお返しします。預り証を紛失した場合は、直ちに届け出てください。

第8条 (携帯品、自動車等)

携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難損傷については、当倶楽部は責任を負いません。

第9条 (ロッカーの鍵)

ロッカーの鍵は、当倶楽部ではお預かり致しません。鍵の紛失に起因する事故が発生した場合、当倶楽部は何等責任を負いません。

第10条 (宅急便の事故)

宅急便については、その物品の受領、保管、発送等において当倶楽部は、あくまで当事者を代行して行うものであり、その間の事故発生について一切責任を負いません。

第11条 (プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

ゴルフは時により、大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り競技係のアドバイスの如何にかかわらず、すべて自己の責任でプレーをして頂きます。

第12条 (ティグランドでの素振り)

素振りは、ティマーク内の打席、または特に指定された場所以外では行わないでください。

プレーヤーは、自身の打順以外にみだりにティイングランドに立ち入らないでください。

第13条 (飛距離の確認)

先行組に対しては、後続組のプレーヤーは、競技係のアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないように注意してください。

第14条 (競技係及びフォアキャディの合図)

競技係及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図ですから、プレーヤーは、合図があっても自己の飛距離を判断し安全を確認してからショットしてください。

第15条 (プレーヤーの前方に出ないこと)

同伴プレーヤーは、現にプレーする者の前方には、絶対に出ないでください。

第16条 (隣接ホールへの打ち込み)

隣接ホールへの打ち込みは、特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重にプレーし、万一打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、事故を未然に防いでください。

第17条（待避及び待避所）

先行組のプレーヤーが、後続組に対しプレーさせるときは、後続組が全員打ち終わるまで、待避所または安全な場所待避してください。

第18条（ホールアウト後の退去）

ホールアウトしたら直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

第19条（雷鳴があった場所）

雷鳴があった場所には、直ちにプレーを中断し、待避所等安全と思われる場所に待避してください。

第20条（地震発生の場合）

地震が発生した場合は直ちにプレーを中断して、斜面の崩壊その他工作物の損壊に注意し、安全に逃避してください。

第21条（乗用カートの使用）

- (1) 乗用カートをプレーヤーが運転する場合は、自動車運転免許証所持者に限定いたします。
- (2) 運転は安全に十分留意して頂き同乗者は必ず座席の握り棒等を使用して安全な姿勢をとってください。
- (3) 当倶楽部では運転誤操作による人身、物損事故などの損害責任は負わないものとします。

第22条（火気使用の禁止）

コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は禁止といたします。マッチの燃え殻、タバコの吸い殻は、必ずよく消して、灰皿にお入れください。

第23条（違反の場合の責任）

利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損害賠償等の事故を発生させた場合、また自分が違反して損害等の被害を受けた場合、当倶楽部は一切の損害賠償等の責任を負いません。

第24条（プレー終了後のクラブ等の確認）

利用者はプレー終了後、所定の位置でクラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して既定の用紙にサインをしてください。確認後はクラブの不足、瑕疵等について当倶楽部は責任を負いません。

第25条（施設に損害を与えた場合）

利用者の故意、または過失により、当倶楽部の施設に損害を与えた場合は、その損害は弁償していただきます。

第26条（施設内への持込み品）

施設内へ下記のものを持込むことを禁止いたします。

- (1) 動物のペット類。
- (2) 著しく悪臭を放つもの。
- (3) 鉄砲刀剣類。
- (4) 火薬・揮発油等発火、爆発の恐れがあるもの。
- (5) 騒音を発するもの。

第27条（行為の禁止）

室内で下記の行為を禁止いたします。

- (1) 賭博、その他風紀を乱す行為。
- (2) 物品販売、宣伝広告の行為。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、また不快感を与える行為。
- (4) アンダーシャツ、スリッパ等で歩行し他人に不快感を与える行為。
- (5) 利用者以外（含むギャラリー）のコース内立入りの行為。（特に許可する場合は除く。尚、許可する場合であっても利用者以外が損害等の被害を受けた場合、当倶楽部は、一切損害賠償等の責任を負いません。）

第28条（非会員の債務の保証）

会員は紹介した利用者（非会員）が、会社または倶楽部に損害を与え、損害金の支払債務が生じたときは、利用者の債務の履行につき、連帯して保証して頂きます。

第29条（非会員への周知方依頼）

会員は紹介した利用者に対し、本約款の存在とその内容をご了承いただくことにご協力願います。

第30条（その他）

次の各項目についてご協力ください。

- (1) スタートの30分前までにはご来場ください。
- (2) プレーは、ハーフラウンド2時間以内でラウンドされるようお願い致します。
- (3) 最終バックナイン（ワンラウンドプレー）のスタート時間は特別な事情が無い限り、夏期午後3時、冬期午後2時30分までと致します。
- (4) 円滑なプレー、危険防止を目的としたローカルルールを設定しておりますのでご了承ください。
- (5) プレーは4人1組を原則とし、2人または3人の場合は他に2名または1名加わることをご了承ください。
- (6) 落し物・忘れ物があった場合は紛失届けをクラブハウス・フロントに必ずご提出ください。発見次第、紛失届けに基づいて連絡を差し上げます。但し、落し物や忘れ物の保管期間は3ヶ月です。3ヶ月を過ぎた遺失物の所有権は改正遺失物法により当クラブに移転します。